

精神科継続外来支援・指導料の見直し

- 抗不安薬または睡眠薬を3剤以上処方した場合の評価を見直す。

(改) 精神科継続外来支援・指導料 55点(1日につき)

⇒ 1回の処方において、抗不安薬または睡眠薬を3剤以上投与した場合には、所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。

- 抗精神病薬を服用中の患者に対して、副作用の重症度評価を行った場合の評価を新設する。

(新) 特定薬剤副作用評価加算 25点(月1回)

[算定要件]

「精神科継続外来支援・指導料」を行う場合に、抗精神病薬を服用している患者について、薬原性錐体外路症状評価尺度(DIEPSS)を用いて副作用の重症度評価を行った場合に算定する。

治療抵抗性の統合失調症治療の評価

- 治療抵抗性の統合失調症患者において、重篤な副作用が発現するリスクの高い治療抵抗性統合失調症治療薬(クロザピン)を投与した場合の評価を新設する。

【現行】

持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料

250点(月1回)



【改定後】

抗精神病特定薬剤治療指導管理料(月1回)

1 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 250点

(新) 2 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料 500点